

公共工事設計労務単価の改定について

H25. 4. 24

技術管理課

平成25年4月から適用する設計労務単価が国から発表され、本県は平均で約20%の大幅な増額となりました。

なお、全国的には平均で約15%、宮城県・岩手県にあつては約20%の単価上昇となっています。

○改定の主な要因

- ①技能労働者の減少等に伴う労働市場の実勢価格を適切に反映
- ②社会保険への加入徹底の観点から、必要な法定福利費相当額を反映
- ③被災地等の入札不調の増加に応じ機動的に単価を引き上げるよう措置

○全51職種平均

改定前 15,733円

改定後 18,735円 (約20%増)

※増額割合は職種によって異なり、10%~28%の増額となっています。

○主な職種の単価

普通作業員 改定前 11,700円

改定後 15,000円 (約28%増)

(普通作業員とは、工事の各種作業を担う一般的な職種)

運転手(一般) 改定前 12,700円

改定後 16,300円 (約28%増)

(一般運転手とは、自動車運転免許で機械の運転・操作を担う職種)

大工 改定前 15,700円

改定後 18,900円 (約20%増)

(家屋等築造の主体的作業を担う職種)

《県の対応》

○労務単価については、4月5日から起工する工事に適用します。

○現在契約中の工事については、福島県請負契約約款第25条6項(インフレスライド条項)に該当する場合には、設計変更を行うこととなります。

《国の対応》

入札不調の増加及び実勢価格に応じて、単価を3ヶ月毎に見直すこととしている。